

(平成21年6月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から49年3月までの期間及び51年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年8月から49年3月まで
② 昭和51年10月から同年12月まで

申立期間については、妻が私の国民年金保険料と一緒に区役所で納付していた。妻の納付記録は私とほぼ同じ期間が未納となっていたが、納付記録が見付かったことにより記録が訂正された。私の保険料だけ未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当初から60歳になるまで国民年金に加入し、申立期間を除く国民年金加入期間についてすべて国民年金保険料を納付しており、納付意識が高かったことがうかがわれ、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻も、20歳到達時から60歳になるまで国民年金に加入し、すべて国民年金保険料を納付している。

また、申立人及びその妻の国民年金保険料の納付日が確認できる期間のうち、申立期間前の3年11か月間については、夫婦同一日に納付されており、申立期間について、申立人の妻が申立人の国民年金保険料のみ納付しなかったとすることは不自然である。

さらに、申立人の妻の国民年金保険料の納付記録は、申立期間とほぼ同じ期間が未納とされていたが、現住所地の町役場に保管されていた申立人の妻の国民年金被保険者カードに「前住地納付」の記載があったことから、平成21年1月に納付済みに記録が訂正されており、申立人の同カードは保存年限経過により廃棄され確認できないが、申立人の申立期間についても行政の記録管理が適正に行われていなかった可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から43年5月までの期間及び44年1月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和42年11月から43年5月まで
②昭和44年1月から46年3月まで

ラーメン店を開業した昭和46年11月から47年1月ごろに、店に町役場又は町内担当の集金人が来て、未納となっている夫婦二人分の国民年金保険料として4万円前後を一括納付した記憶があり、私の分のみ未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人はラーメン店を開業した町に転入した昭和46年11月以降に、そのころ未納となっていた夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと主張しているが、44年5月に資格取得している申立人の妻の昭和44年度及び45年度保険料は転入する前に既に納付済みであり、申立人の記憶と齟齬がある。

さらに、申立人は、申立期間と近接する時期における厚生年金保険加入期間中の国民年金保険料については、納付しなかったとして申立期間から除外しているが、申立人の国民年金と厚生年金保険の記録が統合され、当該期間が国民年金加入期間から除外されたのは平成11年11月であり、昭和46年11月から47年1月ごろ、記録上、国民年金の加入期間としたまま厚生年金保険加入期間を除いて国民年金保険料をさかのぼって納付したとの申立人の主張は不自然である。

加えて、申立人が納付したと記憶する金額は申立期間の実際の保険料額と大きく相違している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年2月から46年3月まで

私は、昭和42年11月から43年1月までは、出稼ぎに出ていて、厚生年金保険料を納めていたが、地元に戻った43年2月から国民年金に加入して保険料を納めていたはずである。また、遅くとも妻が会社を辞め国民年金の手続をした44年6月からは、夫婦一緒に保険料を納めていたはずであり、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人及びその妻は、申立期間における国民年金の加入手続についての記憶が無く、申立期間の保険料についても地区の婦人会の集金で一緒に納付したはずと述べているが、納付状況は不明である。

さらに、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、昭和47年2月ごろ国民年金手帳記号番号が払い出され、42年5月にさかのぼって資格取得していることから、申立期間の一部は特例納付によるほかは時効により国民年金保険料を納付できない期間であるが、申立人には納付書で納付した記憶は無いなど、特例納付により納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が居住していた町の国民年金被保険者カードにも申立期間に係る国民年金保険料を納付していた記録は無く、申立期間直後の昭和46年度分の保険料が申立人の妻の46年度第4四半期の保険料と同じ納付日（昭和47年3月25日）に一括納付されていることから、申立人はこのころから国民年金保険料を納付し始めたと考えるのが自然であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年9月まで
申立期間の国民年金保険料は、私の母親が民生委員に勧められ加入手続をしてさかのぼって納めたはずであり、保険料納入記録カードにも申立期間の保険料について「昨年度分はA直送」と書かれているのに、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は申立人の母親が国民年金の加入手続や申立期間の保険料納付を行ってくれていたと供述しているが、申立人はこれに関与しておらず、母親は既に他界しており当時の状況は不明である。

さらに、申立人は所持する保険料納入記録カードに記載されている「昨年度分はA直送」のメモについて、申立期間の保険料を納付した記録であると主張しているが、これは昭和37年10月から39年3月までの国民年金保険料を38年11月4日に領収した集金人が過年度である昭和37年度分の保険料を社会保険事務所に納付書で納付した記録と考えられる。

加えて、社会保険事務所の国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和38年9月に払い出されており、37年10月にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得していることから、申立期間は未加入期間であり保険料納付ができない期間である（保険料納入記録カードでは、申立期間に係る納付記録欄は斜線が引かれている。）上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から53年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月から53年7月まで

私は、昭和43年9月に婚姻後、夫と相談して将来のためにと国民年金の加入手続をした。申立期間に夫の転勤に伴い2回転居しており、51年4月には実父と夫が養子縁組したため姓を旧姓に戻した。国民年金の変更手続はその都度行ったはずである。10年間近く未加入で未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人は、「結婚後に国民年金の加入手続を自分で行い、国民年金保険料も納付していた。」と述べるのみで、加入手続の場所や納付方法等の具体的な記憶は無く、転居に伴う国民年金の異動手続や氏名変更についても「住民票や戸籍の窓口で国民年金についても手続が必要と言われれば行ったはず。」と述べるのみで、記憶はあいまいである上、国民年金の加入に当たり相談したとする申立人の夫は既に他界しているため、当時の状況については不明である。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人は昭和53年8月28日に国民年金の任意加入被保険者として被保険者資格を取得しているほか、国民年金手帳記号番号の払出しも同月ごろと推認され、申立人はこのころ国民年金の加入手続を行ったものとみられることから、申立期間は未加入期間となり、保険料は納付できない。

加えて、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

石川国民年金 事案271

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年2月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年2月から59年3月まで
昭和56年2月に私が会社を辞めた後、すぐに義父が国民年金の任意加入
手続をし、国民年金保険料を納付していたはずであり、未納となっている
ことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、申立人の義父が国民年金の任意加入手続をし、国民年金保険料を納付していたはずであり、申立人自身はそれらに関与していないとしているが、申立人の義父は既に亡くなっていることから、当時の状況は不明である。

さらに、申立人が所持する昭和46年発行の国民年金手帳には、申立人の国民年金の任意加入手続が、59年4月2日に市役所において付加保険料に係る申出と併せて行われたとされる記載があることから、56年2月に会社を退職した後59年4月以降に申立人の国民年金保険料の納付が開始されたことがうかがわれる。

加えて、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、ほかに申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年8月から27年10月1日まで

私は、昭和23年8月にA社B支店C営業所に現場係員として入社したが、厚生年金保険の加入記録が27年10月1日からとなっている。入社以降の勤務形態や勤務時間に変わりはないので、厚生年金保険の加入記録に納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によれば、申立人のA社B支店における資格取得日は昭和23年7月1日とされている上、同社人事課の回答により、申立期間に同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、社会保険事務所が保管するA社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の資格取得日が昭和27年10月1日となっており、同社からは、当時の関係資料は既に廃棄しているとの回答であり、申立人に係る厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、申立人と厚生年金保険被保険者の資格取得日が同じ同僚16名のうち、連絡が取れた6名について勤務時期の確認を行ったところ、6名全員から、現場作業員として申立人と同様の勤務形態であり、被保険者資格を取得した時期のかなり以前からA社B支店で勤務していたとの証言が得られた。

さらに、A社の関係者や当時の上司の供述等からも、当時同社では、現場係員として採用された従業員については、直ちに厚生年金保険の加入手続を行わずに、昭和28年9月の厚生年金保険法改正（常用的雇用の現場作業員について強制加入となる。）に合わせて、その前年の27年10月に前倒して被保険者資格を取得させている状況がうかがえる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年7月16日から27年10月1日まで

私は、昭和23年7月にA社B支店C営業所に現場係員として配属（支店扱い臨時社員）され、同社には30年10月まで勤務していたのに、厚生年金加入記録が27年10月1日からとなっている。入社以降の勤務形態や勤務時間に変わりはないので、厚生年金保険の加入記録に納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B支店における勤務場所（担当した工事名や現場作業場等）について詳細に記憶している上、当時の上司や同僚等の供述とも一致していることから、申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管するA社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の資格取得日が昭和27年10月1日となっており、同社からは、当時の関係資料は既に廃棄しているとの回答であり、申立人に係る厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、申立人と厚生年金保険被保険者の資格取得日が同じ同僚16名のうち、連絡が取れた6名について勤務時期の確認を行ったところ、6名全員から、現場作業員として申立人と同様の勤務形態であり、被保険者資格を取得した時期のかなり以前からA社B支店で勤務していたとの証言が得られた。

さらに、A社の関係者や当時の上司の供述等からも、当時同社では、現場係員として採用された従業員については、直ちに厚生年金保険の加入手続を行わずに、昭和28年9月の厚生年金保険法改正（常用的雇用の現場作業員について強制加入となる。）に合わせて、その前年の27年10月に前倒して被保険者資格を取得させている状況がうかがえる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 10 月 23 日から 37 年 7 月 19 日まで

私は、昭和33年3月から38年12月中旬まで、A社に継続して勤務したはずであるが、年金記録は、34年10月23日に資格喪失し、37年7月19日に再度資格取得となっており、途中に空白があることに納得できない。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、申立人は、A社における厚生年金保険被保険者期間を含む昭和27年2月1日から34年10月23日までの期間に係る脱退手当金を申立期間中の35年2月23日に受給していることが確認できる上、申立人は、当該脱退手当金の受領について記憶が確かであることから、脱退手当金受給後の期間である申立期間において、申立人が同社に継続して勤務していたとは考え難い。

また、A社は、既に平成8年3月に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の役員（会社解散時の清算人）は、申立人の勤務や厚生年金保険料の控除等に関する事実について確認できる会社資料は残っていないとしている上、同僚に聴取しても、申立人の申立てを裏付ける証言を得ることができない。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間当時の健康保険被保険者証番号は順番に払い出されており欠番は無く、申立人の氏名の記載も無いことから、事業主により申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された形跡もうかがえない。

加えて、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、厚生年金保険料の控除についての記憶もあいまいである。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 5 月 1 日から 61 年 3 月 1 日まで

私は、A社に勤務していたが、昭和57年5月から同一ビルに所在し、社長も同じであったB社に平成13年12月まで勤務した。重機の運転業務に従事して職長など任され、毎年、重機講習会に出席していたが加入記録が無い。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の勤務等の状況について具体的に述べているとともに、当時の同僚も申立人の勤務状況について供述していること、また、雇用保険の短期雇用特例被保険者加入記録から、申立人が申立期間にB社に勤務していたことが認められる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、B社は、既に平成17年10月に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、厚生年金保険料の控除等に関する事実について確認できる会社資料は残っていない上、当時の事業主及び役員とも連絡がつかず、申立人の申立てを裏付ける証言を得ることができない。

また、社会保険事務所が保管するB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間当時の健康保険被保険者番号は順番に払い出されており欠番は無く、申立人の氏名の記載も無いことから、事業主により申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された形跡もうかがえない。

加えて、当時の同僚からは、「当時は、手取り額が減るから厚生年金保険を掛けたくないという者もいた。」との証言のほか、申立人の勤務の実態及び厚生年金保険料を給与から控除されていた事実をうかがわせる証言は得ることができない。

このほか、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、厚生年金保険料の控除についての記憶もあいまいである。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 4 月 1 日から 19 年 6 月 1 日まで

私は、A社（現在は、B社。）において、昭和 18 年 4 月から 19 年 5 月まで職員ではなく、工員として勤務していたので、厚生年金保険に加入していたはずである。申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された在職証明書等により、申立人が申立期間においてA社C工場に勤務していたことは認められる。

しかし、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の資格喪失日である昭和18年4月1日について、被保険者資格の喪失原因は「職員昇格」と記載されており、資格取得日である昭和19年6月1日は、厚生年金保険法の施行日であることから、申立期間については、当時の労働者年金保険法の規定により、申立人は厚生年金保険の被保険者資格を喪失していたものと認められる。

また、B社が保管する従業員名票によると、申立人は、昭和18年4月1日付けで「工手」から「技術見習」に昇格した旨の記載が確認できるところ、同社では、このほかに当時の社会保険等関係の資料は残っていないとしている。

さらに、当時の同僚とは連絡がつかず、申立人の申立てを裏付ける証言を得ることができない。

加えて、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、厚生年金保険料の控除についての記憶もあいまいである。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 1 月 1 日から 41 年 4 月 27 日まで

私は、昭和 40 年 1 月に A 事業所（現在は、B 社。）に勤務し、その後、C 事業所に勤務先が変わり、41 年 10 月末まで同社に勤務していた。A 事業所及び C 事業所で給与を貰って勤務していたことは確かであり、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 事業所における勤務実態について、当時の上司は、「個人企業であった A 事業所は、昭和 40 年 9 月に D 社に法人化されたが、申立人は、同年 1 月に A 事業所に入り、法人化の前に A 事業所の専務が別途開業した C 事業所の従業員として引き抜かれていった。」旨述べていること、及び C 事業所を開業した同専務の A 事業所における厚生年金保険資格喪失日が同年 7 月 1 日であることから、申立人は、同年 1 月から 6 月頃まで A 事業所に勤務していたものと推認できる。

しかし、当時の上司は、「C 事業所を開業した専務が、その開業準備中に A 事業所で申立人を採用し、試用的に A 事業所で勤務させた後、開業した C 事業所へ連れて行った。」と述べている上、社会保険事務所が保管する A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間当時の健康保険厚生年金保険被保険者番号は順番に払い出されており欠番はなく、申立人の氏名の記載も無いことなど、A 事業所の勤務については、事業主により申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された形跡はうかがえない。

また、申立人は、昭和 40 年 7 月以降は C 事業所に勤務していたものとみられるが、社会保険事務所の記録によると、C 事業所は、41 年 4 月 27 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立人の C 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日も同日となっていることが確認できる上、申立人と同様に C 事業所へ引き抜かれた同僚（昭和 40 年 3 月に A 事業所へ入社）についても、申立人と同様に申立期間の A 事業所及び C 事業所における被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、厚生年金保険料の控除についての記憶もあいまいである。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。